

## 商工文教委員会会議記録

商工文教委員長 熊谷 泉

### 1 日時

平成 25 年 3 月 22 日（金曜日）

午前 10 時 6 分開会、午後 2 時 7 分散会

（うち休憩 午前 10 時 20 分～午前 10 時 22 分、午前 10 時 24 分～午前 10 時 25 分、  
午前 11 時 45 分～午前 11 時 48 分、午後 0 時～午後 1 時 3 分）

### 2 場所

第 3 委員会室

### 3 出席委員

熊谷泉委員長、後藤完副委員長、軽石義則委員、岩淵誠委員、工藤勝博委員、  
小西和子委員、斉藤信委員、小泉光男委員

### 4 欠席委員

小田島峰雄委員、福井せいじ委員

### 5 事務局職員

千葉担当書記、水野担当書記、千葉併任書記、村上併任書記

### 6 説明のために出席した者

#### (1) 商工労働観光部

橋本商工労働観光部長、桐田副部長兼商工企画室長、阿部雇用対策・労働室長、  
松川経営支援課総括課長、佐々木科学・ものづくり振興課総括課長、  
宇部産業経済交流課総括課長、戸館観光課総括課長、  
飛鳥川企業立地推進課総括課長、高橋雇用対策・労働室特命参事兼雇用対策課長、  
木村商工企画室企画課長、猪久保雇用対策・労働室労働課長

#### (2) 教育委員会

菅野教育長、高橋教育次長兼教育企画室長、多田教育次長兼学校教育室長、  
佐藤参事兼教職員課総括課長、石川教育企画室企画課長、  
永井教育企画室予算財務課長、小倉教育企画室学校施設課長、  
藤澤学校教育室学校企画課長、松葉学校教育室主任指導主事兼特命課長、  
小菅学校教育室首席指導主事兼義務教育課長、  
高橋学校教育室特命参事兼高校教育課長、  
福士学校教育室首席指導主事兼特命課長、  
佐々木学校教育室首席指導主事兼特別支援教育課長、  
田村学校教育室首席指導主事兼生徒指導課長、西村生涯学習文化課総括課長、

佐々木生涯学習文化課特命参事兼文化財課長、  
平藤首席指導主事兼スポーツ健康課総括課長、  
漆原教職員課特命参事兼小中学校人事課長、  
土川教職員課首席経営指導主事兼県立学校人事課長

7 一般傍聴者

4人

8 会議に付した事件

(1) 教育委員会関係審査

(請願陳情)

受理番号第 64 号 被災地の早期復旧・復興のための必要な地方財政の確立と事業執行体制の安定的な確保を求める請願

(2) 商工労働部関係審査

(議案)

議案第 34 号 個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例

議案第 42 号 権利の放棄に関し議決を求めることについて

議案第 43 号 権利の放棄に関し議決を求めることについて

議案第 91 号 岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

(請願陳情)

受理番号第 62 号 平成 25 年度岩手地方最低賃金改正等についての請願

受理番号第 67 号 2013 年度最低賃金引き上げに関する請願

9 議事の内容

○熊谷泉委員長 おはようございます。ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

なお、小田島峰雄委員、福井せいじ委員は欠席とのことでありますので御了承願います。また、斉藤信委員は遅れるとのことでありますので御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付しております日程により会議を行います。なお、本日の日程であります、受理番号第 64 号被災地の早期復旧・復興のための必要な地方財政の確立と事業執行体制の安定的な確保を求める請願については、当商工文教委員会のほか、総務委員会に、それぞれの所管に属する項目ごとに分離して付託されておりますが、いずれにも国に対する意見書の提出を求める内容が含まれており、当委員会において採択となった場合、意見書の取り扱いについて、総務委員会との協議が必要になる可能性があるため、総務委員長と申し合わせをし、最初に審査を行うこととしておりますので、御了承願います。

それでは、教育委員会関係の請願陳情の審査を行います。

受理番号第 64 号被災地の早期復旧・復興のための必要な地方財政の確立と事業執行体制

の安定的な確保を求める請願を議題といたします。なお、当委員会付託部分は、請願項目のうちの3でありますので御了承願います。

当局の参考説明を求めます。

○佐藤参事兼教職員課総括課長 それでは、請願事項のうちの3、復興教育の推進など山積する教育諸課題の解決に向けて教職員の人材確保が重要であることから、義務教育費国庫負担金を削減しないことについて御説明申し上げます。便宜、お手元に参考資料をお配りしておりますので、それをごらんいただきたいと存じます。

1番の義務教育費国庫負担制度の概要についてであります。この制度は、義務教育の根幹であります教育の機会均等、その水準の維持向上、無償制を国が支える制度として義務教育諸学校教職員の給与費につきまして、国が3分の1を義務教育費国庫負担金として負担し、残り3分の2を都道府県が負担、そして地方交付税措置されているものでございます。

今般、国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、国家公務員給与費を削減する法案が昨年2月成立し、同年4月1日から平成26年3月31日までの間、平均で7.8%削減されておりますが、2番の国の基本方針に記載してありますとおり、国の平成25年度予算編成に係る国の基本方針におきまして、地方公務員の給与についても、国家公務員の平均7.8%の削減措置に準じて必要な措置を講じるよう地方公共団体に要請するとともに、それを反映して平成25年度予算における地方交付税、義務教育国庫負担金等を算定することを平成25年1月24日に閣議決定されたところでございまして、その給与の取り扱いについて、総務大臣通知が各都道府県知事、議長になされたところでございます。

3の国の給与費削減措置に伴う本県への影響額でございますが、国家公務員の削減措置に準じた措置を本年7月から9カ月間実施いたしますと、国の方針どおり予算化された場合、本県への影響額を試算したところ給与費全体で約26億円、義務教育費国庫負担金は、一番下でございますが、約8億7,000万円となります。残りの3分の2の地方交付税分も約17億3,000万円が影響額として見込まれるところでございます。県教育委員会といたしましては、義務教育費国庫負担金の削減を行うことなく、今後とも必要な財源は国の責務においてこれを完全に保障するよう、全国都道府県、教育委員長協議会等を通じまして、本年1月に国に要望しているところでございます。以上で説明を終わります。

○熊谷泉委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○小西和子委員 御丁寧な御説明ありがとうございます。これは、子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられるということが憲法上の要請でありますけれども、教育予算については、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国28カ国の中で最下位となっております。三位一体改革によって、義務教育費国庫負担制度の国負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。それによって、自治体の財政を圧迫していると私たちは捉えていますし、非正規雇用の増大などに見られるように、

教育条件が非常に格差を生じていると。富める都道府県はすごくいい教育を、岩手県のように貧しい県、自治体は、本当に大変な状況であると捉えておりますけれども、県教育委員会はどのように捉えているのでしょうか。2分の1から3分の1に引き下げられたことについてでございます。

○佐藤参事兼教職員課総括課長 平成18年度から、委員御指摘のとおり、国庫負担率が2分の1から3分の1に変更になったところでございますが、所得譲与税として税源移譲をするという取り扱いになったところでございますが、その結果、不足分は地方交付税によって調整されていると認識しております。これまで教育委員会において標準法で算定いたしました教職員の給与費につきましては、きっかりと予算措置されてきておりますので、今後ともそういう形で国において確実に財源措置がされるよう要望してきたところでございますし、そのとおり今までは実現してきたと認識しております。

○小西和子委員 今度は地方交付税への影響も17億3,000万円ということですから、今までのようにはいかないと思いますけれども、そのあたりはどのように捉えますか。

○佐藤参事兼教職員課総括課長 地方交付税につきましても、総務部において総務省から説明があったと聞いておりますが、同様の国に準じた措置により算定するという説明があったと聞いております。そういったことを踏まえまして、当方といたしましては、今後国の動向を注視、予算審議なども注視しながら、対応していきたいと考えております。

○軽石義則委員 現状の課題を再確認したいと思います。職員と非常勤講師の数はどのようになっているか、比率はどうなっているのかお示ししたいと思います。

○佐藤参事兼教職員課総括課長 常勤講師と正規職員の数ということでございますが、数はちょっと細かくなりますので、恐縮ですが、パーセンテージでお答え申し上げたいと考えております。学校全体でいきますと、平成24年5月1日現在の状況で、常勤講師が9.3%という状況でございます。残りが正規ということでございます。校種別で申し上げますと、小学校が6.8%、中学校が11.3%、高等学校が12.0%、特別支援学校が16.3%という比率になっております。

○軽石義則委員 そういう状況の中で、今人材確保が非常に厳しい環境にあるということは報道にもありますけれども、今後予測されるような課題、そしてその対策などあれば示していただきたいと思います。

○佐藤参事兼教職員課総括課長 今後の課題といたしましては、まず少子化によりまして児童生徒数が減少して、学校の統廃合、再編が行われるという状況があり、教職員定数が減少傾向にあるということが一つ考えられると思います。一方で、退職者数でございますけれども、特に40代、50代の教職員が非常に多くおりますことから、今後退職者の増加が見込まれ、年齢構成上のバランスの部分で課題が出てくるのではないかと見込んでおります。そういうことで、採用について今後どのように調整していくかというのが大きな課題かと考えております。

○軽石義則委員 非常勤講師の比率を下げたいこうという方針をお持ちかどうか、お示し

願いたいと思います。

○佐藤参事兼教職員課総括課長 非常勤講師につきましては、先ほど申し上げたように、学校統廃合とか定数の状況が非常に変動要素があるということが一つありますし、退職者の動向も見きわめなければならないということで、一定の期限つき、あるいは常勤の講師によって、その分の調整を図っていかなければならないという状況がございます。今後において、できるだけ正規化には努めたいと思いますが、そういった事情であるとか、また加えて復興加配として、被災地に今加配がありますけれども、毎年毎年要望してつけていただいているということで、変動要素が非常に強いということがあるものですから、そういったことも踏まえながら検討していく必要があると考えております。

○熊谷泉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 再開いたします。

総務委員会においては採択と決定したとのことです。

先ほど採択と決定いたしました本請願は、国に対する意見書の提出を求めるものでありますので、総務委員会と共同で今定例会に委員会発議をすることとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

次に、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を用意しておりますので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○熊谷泉委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思いますが、これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、暫時休憩をいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 再開いたします。

総務委員会においては修正はないとのことであります。

ほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、これをもって意見交換を終結いたします。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、意見書は原案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任を願います。

以上をもって教育委員会関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○小西和子委員 では、一気にいきますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目ですけれども、教職員配置や採用について、2013年度異動の方針についてお伺いします。

それから、平成25年3月20日に報道されました県外教員の特別選考というのがありまして、先ほどのバランスのとれた採用という答弁にもつながると思いますけれども、2014年以降の方針についてまずお伺いします。

それから、特別支援教育についてですけれども、推進事業が幾つか議案に盛り込まれております。その中で、特別支援校を卒業した生徒の雇用に結びつけるための事業がありました。そのことを詳しく説明していただきたいということと、法定雇用率もアップされますので、障がいのある方々をぜひ社会に送り出したいと関係者は思っております。障がい者雇用の事例といったものを何らかの形で発信をしていくということを教育委員会としてもやっていただければいいのではないかなと思います。教育もそうですけれども、その次、社会にどうやって送り出すかというあたり、今後どのようにしていくか。三寿司さんも雇用率が高いです。そういうところをどうしていくのかという2点です。

それから、いわての学び希望基金事業についてですけれども、孤児、遺児の現在の状況はどうなのか。親族の方と暮らしている子供がほとんどだとは思いますが。人数等がわかりましたら。

あとは、奨学金の給付事業と教科書購入等給付事業というのがございます。拡大したのもあるようですので、そのあたりを詳しくお願いします。今後の事業の見通し、希望基金には大分寄附が寄せられているという報道もありますけれども、見通しについてもお知らせください。

それから、被災児童生徒就学援助事業でございますけれども、いただいた資料によりますと、沿岸12市町村の割合が30%近くもあるということで、かなり配慮が必要だと思っております。準要保護と被災就学援助というのを合わせてどのような配慮があるのかということと事業の概要です。

最後に、放射線対策についてですけれども、県立学校の牧草地の除染作業については、現在はどうなっているのか。

続けますけれども、県立学校の食材検査について、1食丸ごと検査が始められましたが、さまざまな問題があると聞いておりますが、どのような課題があるのか。

それから、小中学校の状況です。特に奥州市、一関市、平泉町では、子供たちの学校生活は今どのような状況なのか。例えば今年度であれば、運動会は長袖、長ズボン、土はさわらないとか、短時間でやるという学校もありました。まだまだそういう制限があるのかということ、わかる範囲で結構です。

県内の小中学校の給食食材検査についてなのですけれども、うまく動いているのかということですね。

あとは、次年度の対策について、特に力を入れたいことがありましたらお願いします。

**○佐藤参事兼教職員課総括課長** 最初に、教職員の配置と採用についてでありますけれども、来年度の教職員の異動につきまして、東日本大震災津波からの教育の復興に向けた取り組みの推進を第1の柱に据えまして、そのほか学力向上、生徒指導、いわて国体に向けた競技力向上等の重要課題への対応を考慮いたしまして、適材適所の配置に努めたところでございます。特に教育の復興に関しましては、来年度も今年度に引き続きまして震災復興加配ということで237人の加配をいただき、昨年度より10人増でございますが、被災地を重点的に教職員の配置を行ったところでございます。また、被災地域の実情やニーズに配慮いたしまして、小中学校、県立学校とも、全県的な視点から内陸地区と沿岸、県北地区との人事交流、事務局と学校との人事交流を積極的に行ったところでございます。

また、次年度以降の採用についてでございますけれども、退職者の状況、学校、学級数の定数の動向等を勘案して決めていくこととなりますが、現時点では本年度並みの採用数になるものと見込まれております。このため、高い専門的知識、学力、技能を持った人材の確保が必要であると考えておまして、大学訪問あるいは採用試験の検討といったものを引き続き行っていきたいと考えています。

なお、委員御指摘のとおり、平成26年度採用試験におきましては、小中学校における現職教員の特別選考を実施するとともに、中学校、高等学校におけるスポーツ特別選考の出願基準、国際大会の基準を緩和するという予定としておまして、4月上旬に要項を配布し、募集を開始したいと。準備を進めているところでございます。

**○佐々木特別支援教育課長** 特別支援学校の卒業生の雇用に結びつけるための事業についてでございますが、特別支援学校のキャリア教育推進事業でございます。その中に、特別支援学校と、それから地域の企業を中心として連携協議会を設けさせていただいておまして、これは平成23年度から行っておりますが、現場実習、授業参観を通して学校に対して指導、助言を仰ぐなど、意見交換の場を設けております。平成24年度につきましては、特別支援学校8校と、参加企業が7地区で47事業所となっております。企業が特別支援学校で学ぶ生徒のみならず、特別支援学校という学校そのものを知っていただくきっかけに

なっております、今後の雇用の期待につなげていけるように取り組んでまいりたいと思っております。

それから、障がい者雇用の事例の紹介ということについてでございますけれども、これまで県といたしましては、就労支援リーフレットという事業所向けのリーフレットを作成してまいりましたが、こうした特別支援学校と連携協議会への参加企業の部分につきまして、実際に障がい者を雇用している企業等につきましてホームページ等で紹介して、より多くの実習の受け入れや雇用の拡大につなげられますよう、労働局とか、ハローワーク等々、連携しながら実習先や就労先の確保、拡大に努めてまいりたいと考えております。

**○石川企画課長** いわての学び希望基金事業についてでございますが、私からは孤児、遺児の現在の状況、それから奨学金給付事業の概要、今後の見通しについて御説明させていただきます。まず、孤児、遺児につきましては、保健福祉部の調査によれば、本年1月現在で、両親を亡くされた孤児が95人、それから片親を亡くされた遺児が482人、合わせて576人となっております。

それから、いわての学び希望基金、奨学金給付事業の概要でございますが、この事業は東日本大震災津波により親を亡くした児童生徒に、いわての学び希望基金を原資とします返還不要の育英資金を給付しているものでございます。現在、527人の小中高校生や大学生等に、また保健福祉部では、別途、未就学児73人への給付事業を行っております、全体で600人の子供たちに奨学金給付金を給付してございます。

給付金につきましては、毎月分の定期金と、小中高等学校の卒業時に給付する一時金の2種類がございます。国内外の多くの皆様から多くの御寄附をいただいておりますことから、平成25年度からこの定期金及び一時金の一部につきまして増額をお願いしているところでございます。具体的には、小中高等学校及び大学等について、定期金の額をそれぞれ1万円ずつ増額いたしますほか、一時金につきましては新年度から新たに小学校入学時における一時金を加えまして、小中学校卒業時の一時金を増額したいと考えてございます。

事業の今後の見通しでございますが、奨学金事業につきましては、被災遺児、孤児全員が学校を卒業し、社会人の仲間入りをするまで継続してまいりたいと考えてございますし、今後被災地におきます学びの環境に応じまして、どのような基金事業が必要なのか、これにつきましても計画して検討してまいりたいと考えてございます。

**○永井予算財務課長** 私からは、いわての学び希望基金事業のうち、教科書購入費等給付事業の概要と今後の事業見通しについて答弁させていただきます。

いわての学び希望基金教科書購入費等給付事業につきましては、東日本大震災津波で被災したことにより家計が急変したなどの世帯の高校生に対しまして、教科書相当額、制服代及び修学旅行経費を支援しているものであります。対象者は、県内の県立学校等に在籍している生徒で、震災により住居の全壊または半壊、住居の全焼または半焼、住居の流失、保護者等の死亡、行方不明などの被害を受けた者のうち、一定の所得未満の世帯の生徒が対象であり、対象者からの申請によりまして、教科書相当額、制服代及び修学旅行経費の



全部または一部を給付しているものであります。平成 24 年度の給付実績でございますが、平成 25 年 3 月 21 日現在で給付決定件数が 1,591 件ございまして、給付総額が 8,100 万円余という実績でございます。

次に、今後の事業見通しでございますが、引き続きいわての学び希望基金を活用いたしまして同様の支援を継続してまいりたいと考えてございます。平成 25 年度の当初予算におきましても、平成 24 年度の実績をもとに対象者数約 1,700 名と見込みまして、所要額 8,700 万円余を予算計上させていただいているところでございまして、今後とも原資となる基金の造成状況にもよりますが、事業の継続を図ってまいりたいと考えているところでございます。

**○小倉学校施設課長** まず、就学援助制度についてでございますけれども、準要保護と被災児童生徒の関係がございまして、平成 23 年度の実績を申し上げますと、準要保護につきましては県全体で 9,822 名が対象となっております。また、被災就学援助でございますが、4,429 名が対象となっておりまして、委員から御指摘のとおり、沿岸地域、被災いたしました 12 市町村における対象者数が、全体の児童生徒数に対する割合が 10%を超えている状況になってございまして、非常に高い状況になっていると考えてございます。

配慮事項というお尋ねでございましたけれども、私どもといたしましては、毎年度各市町村に対しまして、就学援助制度の適切な執行が図られるように文書等で要請を行っているところでございまして、特にも周知の関係で漏れないようにと働きかけを行っているところでございます。

それと、事業の概要でございますけれども、被災児童生徒就学援助事業の関係でございますが、これは東日本大震災津波により被災し、就学困難と認められる児童または生徒の保護者等に必要な就学援助を実施した市町村に対して県が補助を行うものでございます。

また、準要保護の関係でございますが、生活保護世帯の基準に該当する方で、要保護ということで国の補助を受けた事業を実施しているものがございまして、準要保護につきましては、それに準ずる形ということで、各市町村の基準等において事業実施を行っているものでございます。

それと、放射線の対策でございますが、県立学校の牧草地の除染作業の状況でございますけれども、今年度につきましては、暫定許容値を超えました盛岡農業高等学校、水沢農業高等学校及び岩谷堂高等学校の 3 校において、牧草地の除染作業を行ったところでございまして、昨年 11 月末までには、全て除染作業を終了しているところでございます。

**○平藤スポーツ健康課総括課長** 県立学校の給食センターの 1 食丸ごと検査についてでございますが、これまで市場を介さない地場産の学校給食食材の事前測定を実施してきたところでございます。しかし一方では、依然として学校給食への不安の声がありまして、一層の安心の確保のために、測定機器を設置した 11 の県立学校において、提供後の給食等の測定を実施することにしたものでございます。測定の実施に当たりましては、各学校において混乱が生じないように、あらかじめ各校において試験的な測定を行いながら、各校と

の意見交換も踏まえまして、提供給食等の測定に当たってのガイドラインをお示ししたところでございます。測定につきましては、具体的には各学校における提供後の給食に加えまして、寄宿舎を有する特別支援学校などにおきましては、寄宿舎で提供される夕食、朝食も対象にしてございまして、使用頻度、測定頻度などはガイドラインを参考に、各学校の実情に即して実施していただいているものと認識してございます。このようなことから、特に各学校からはうまくいっていないという御指摘は直接は届いてございません。給食食材の事前測定を原則としながら、一層の安心の確保に努めていきたいと考えてございます。

次に、小中学校の状況でございますが、県内の小中学校において、現在グラウンドの使用について制限等を行っている話は伺っておりません。なお、県といたしましては、全ての県立学校におきまして、定期的にグラウンド、雨どい、側溝等の空間線量率を測定してございますが、現時点において除染が必要な箇所はございません。なお、奥州市、一関市、平泉町の汚染状況重点調査地域におきましては、各市町の除染実施計画を踏まえ、県でも四つの県立学校のグラウンドの除染を実施しているところございまして、小中学校においても、各市町村の計画に沿って必要な除染が行われていると認識してございます。学校生活については、ふだんどおりの生活が行われていると認識してございます。

さらに、県内小中学校の給食食材の測定でございますが、県の補助金を活用して測定機器を設置いたしました 20 市町村を含めまして、29 の市町村において食材及び提供後の給食など、それぞれの市町村の判断で実施しているものと把握してございます。なお、実施していない 4 市町村でございますが、給食食材には市場に流通する食材を利用しているという理由で実施していないと聞いてございます。

それから、次年度の放射線対策でございますが、県立学校におきましては原則月 1 回の定期的な校地内の空間線量率の測定を実施し、その結果を県の公式ホームページ等で公表していくとともに、除染が必要な箇所があった場合は速やかに除染を行うこととしております。また、給食食材におきましては、現在測定機器を設置している県立学校において、放射性物質濃度の測定を継続して行うとともに、国の委託事業である学校給食モニタリング事業についても引き続き実施して、丸ごと 1 食の測定を行います。より一層の学校給食の安全、安心確保に努めてまいる考えでございます。

○小西和子委員 ありがとうございます。まず、教職員の配置、採用についてでございます。採用された教職員の皆さん、本当に目を輝かせて希望に満ちていらっしゃるのですが、労働環境をきちっと整備していかなければならないと思います。といいますのは、何年か前でしたけれども、沿岸の学校に行きましたならば、教員って休みがないんですねと新採用の先生に言われたのです。何と 4 月から 6 月まで部活のため 1 日も休みがなかった。そういうこともありまして、そこのあたりを重点的に整備していただければと思います。

次に、特別支援教育についてですけれども、税金を納める障がい者の方をチャレンジドと言いますよね。チャレンジドの方をふやしていく取り組みをぜひやっていただ

たいと思います。すばらしい才能を持った方々、大勢いらっしゃいます。というので、先ほどのように、企業だけではなくて一般の方にもアピールできるような情報発信をしていただければと思います。

いわての学び希望基金につきましては、どんな思いで今生活しているのかなと思いますとつらくなるのですけれども、財政面と心のケアと、両面からのサポートができればいいのではないかと思います。

先ほどの準要保護児童と被災児童生徒就学援助事業の対象者のところですが、準要保護と被災就学援助を合わせると、沿岸 12 市町村で 6,246 人で 29.6%ということですのでよろしいですね。たしかいただいた資料がそうなっていますので。沿岸の割合がかなり高くなっておりますので、本当に大変な家庭が多いのだと思います。配慮をお願いいたします。

放射線対応について、1食丸ごと検査のことなのですが、1食分を検査しますので、その分の予算というのはどこからつけられているのかということと、その日に調べているのか。小中学校であれば、児童生徒に提供したその日に調べているのですけれども、県立学校ではどうなのかというところがございます。そのあたりを確認します。

○平藤スポーツ健康課総括課長 県立学校の丸ごとの測定試料の件でございますが、基本的には児童生徒へ提供後の学校給食等ということで、各校の実情に応じまして調理済みの食品の保存食、保存のためにとっておかなければなりません、その冷凍してあるものを後ではかるとか、あるいは残食が出ますので、残したものの1食分を活用して測定を行うことになってございますので、特に予算措置等はないと状況でございます。

○小西和子委員 わかりました。とっておくのですよね、何かあったら大変ということで1食分保存しておきますよね、冷凍保存。それを何日か後に検査をするということもあるということの捉えでよろしいのでしょうか。

○平藤スポーツ健康課総括課長 そのとおりでございます。測定に必要な検体量が1キロ程度必要でございますので、まとめて1週間分などという測定の仕方もあると認識してございます。

○小西和子委員 わかりました。そのあたりは現場では混乱しているようでしたので、現場との情報交換をして、現場が納得するようなやり方で検査をしていただければと思います。

1年間、長々といっぱい質問をしましたがけれども、教育委員会の皆様方には、岩手県の教育のために日夜努力していただいていることに感謝を申し上げます。御栄転なさる方もいらっしゃるようでございますので、本当に1年間ありがとうございました。以上です。

○軽石義則委員 県外教員の特別選考についてお聞きしたいと思います。県外から新しい人材を採用するということはいいことだと思いますけれども、加えて先ほど常勤講師の比率をお聞きいたしましたけれども、これまで現場で実務経験を積んで、震災も乗り越えてきた常勤講師も多くいると思います。そういう方々のほうが岩手の現場を知っていて、地

域の事情をわかっている方々を特別枠として選考していくことをプラスしていくことも大事ではないかと常日ごろから考えているところあります。その考え方について現状をお示ししたいと思います。

○佐藤参事兼教職員課総括課長 委員御指摘のとおり、長年県内で講師を務めて、優秀な講師として力を発揮している方々もたくさんいると認識しております。今回特別選考ということで、他県の状況などもいろいろ調査いたしまして、今回はまず他県で現職で活躍している先生方を採用していこうということで、特別選考を実施することとしたものでございますが、今後他県の現職教員の応募、あるいは採用状況を見た上で、今後県内講師まで拡大するかどうかについて検討を進めてまいりたいと考えております。

○軽石義則委員 今回は県外教員をとということですが、なぜ県外教員に踏み切ったかというところをもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○佐藤参事兼教職員課総括課長 ここ数年ですが、岩手県の採用枠が非常に少なく、全国でトップクラスの倍率でございました。このため、本県出身の方で、採用試験になかなか合格せずに他県に行って、教員をやっている方がかなりいらっしゃる把握しております。そういったことで、今回、本県出身の方で他県で活躍している方が応募してくるものと期待いたしまして、この枠設定をしたものでございます。

○軽石義則委員 当然そのような考え方で進められているとは思いますが、やはり県内で長年努力をしてきた方々にも、その門を広げることも加えていくことが大事だと思いますし、努力して報われる社会をつくっていくというのは、まさに教育の一つでもあると思いますので、そのことをぜひ、これからまた検討いただけるものであれば検討していただいて、それらもつけ加えた採用方法をとっていただければとお願いして終わります。

○小泉光男委員 私は大きく分けて二つお尋ねしたいと思います。

一つは、前回は当委員会で取り上げましたけれども、県北の県境にまたがる入学の協定どうなっているかというようなこと、それに当たって事務資料を1枚頂戴いたしまして、ありがとうございました。改めてこれを読んで問題だと思うのは、例えば、私は一戸町ですけれども、一戸町出身の子供は二戸管内の高校しか行けない。しかし、I G Rで7分の二戸市に行くと、八戸管内の15校に広がるという問題。しかも、一戸町は協定に入っていない地域ですけれども、九戸村は入っている。それから、八幡平市の旧安代町も入っている。どう見ても、一戸町よりも遠い九戸村とか旧安代町が行き来が不便なのに、そちらは八戸市も含めて学校を選べるのに、一番便利な一戸町が行けないという仕組みで説明がありました。一応岩手県としては当面これでいきたいという御説明であったやに聞いているのですが、本当にこれでいいのかどうか確認をいたします。

○富士特命課長 隣接協定の件でございます。青森県との隣接協定を結んだ際に、隣接する学区ということで結んだ経緯があると伺っていました。そのときの隣接する学区ということで、軽米、福岡学区となつてございます。軽米、福岡学区といいますのは、その当時は軽米町、大野村、九戸村、二戸市、浄法寺町、安代町が入っておりまして、旧安代町も

入っている状況になっております。委員御指摘のとおり、通学に不便な地域も近隣の隣接協定の中に入っているという事実がございますので、今後青森県とのやりとりが必要でございますが、地域からの要望等があれば、それも踏まえて検討してまいりたいと思っております。

○**小泉光男委員** これと関連すると私は思っていますが、少し違う観点から県教育委員会の御意見を聞きたいと思えます。きのうの朝日新聞の1面に、ベネッセの調査ということで、豊かな家庭とそうでない家庭の子供の教育を受けられる差があつて当然だという、その中に6割が豊かな子供が教育に恵まれる機会がふえていいのだという記事が出ていましたけれども、これを教育委員会はどのように考えているのでしょうか。

○**菅野教育長** 朝日新聞の記事は私も読ませていただきました。私ども公教育を担当する者としては、結果的にいろんな選択があろうと思つていますが、岩手県の子供たちに極力望ましい選択を行えるような教育を受けていただくために力を尽くすのが私どもの役目だろつと思つております。ただ一方で、私立学校という制度もございますので、御父兄の選択といひますか、お考えに基づいて、お子さんに教育を施すというのも親御さんたちの一つのお考え、もしくは使命でもありますので、そういったお考えは尊重されるべきだと思つております。公教育の立場としては、同じ岩手の子供たちによりよい教育を受けていただくために力を尽くしていくという立場を続けてまいりたいと思つております。

○**小泉光男委員** ありがとうございます。それで、実は先ほどの県境と絡むのですが、県内の県民所得でいきますと、盛岡を100とすると、一番低いのは県北なのです、80弱、78とか。ということは、一戸町はそういった意味で、県境でも差別され、所得でも町民の多くが所得が低くて教育を受けられないです。それは、子供に罪がないのです、県境の協定で八戸市に行けないのも、それから塾に行けないのも。やっぱり教育の基本は、生まれながらにして公平、平等というような観点に立たなければいけないと思つたのです。そういった部分で、きのうの新聞もそうですけれども、県境の協定の中において、二戸市は八戸市の15校の範囲で選べるのに、隣の一戸町はそこには行けなくて、二戸管内でのみ選びなさいという制度はおかしいということ、先だつて資料をもらつてから考えましたので、よろしく御配慮をお願いしたいと思います。

2点目の質問です。12月定例会で、私は、指定管理者制度でやっている県立図書館は、県立として全国でも初めての指定管理図書館ですし、県内の市立図書館を指導していく立場から、館長職は学校の教職を上がった方とかということではなくて、司書教諭の免許を持っているプロの方を配置すべきだと申し上げたかと思つたけれども、来年度以降、人事が変わるということですので、どうの方が座るのかお示してください。

○**佐藤参事兼教職員課総括課長** 図書館長の人事についてでございますけれども、管理職人事につきましては、基本として、その職にふさわしい人格、識見、あるいは指導力、組織運営能力、経験等、総合的に評価して登用しているところでございます。図書館につきまして、御指摘の教員のOBということでございますが、私どもとしては、今までの図書

館長の職責等から見て、学校経験のある教員OBがふさわしいと判断して、今回もそういう人事をしたというところでございます。

○小泉光男委員 西村総括課長にお聞きします。私は、昨年12月に、教職員を据えるのではなくて、プロの方を館長にすべきだという御質問をした1週間後に、文部科学省から図書館の設置及び運営上の望ましい基準、平成24年12月19日付、文部科学大臣田中真紀子で告示が出ていますけれども、これは御存じですか。

○西村生涯学習文化課総括課長 はい、存じております。

○小泉光男委員 この中で、市立図書館あるいは県立図書館の館長は、どういう資格を持った方が望ましいと具体的に示しているのでしょうか。

○西村生涯学習文化課総括課長 今手元にはございませんけれども、記憶では司書の資格を持っている者が望ましいということだったように記憶してございます。

○小泉光男委員 お読みします。市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職責に鑑み、図書館サービス、その他の図書館の運営及び行政に関する必要な知識、経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。もちろんこれは県立図書館にも準用してくるのです。ということ踏まえて、教育長、今回の人事をどのように思われますか。

○菅野教育長 図書館長というのは、その図書館の運営のトップであります。したがって、先ほど委員から御紹介がありました中でも、行政的ないわゆるマネジメント、管理能力も含めた総合的な識見が求められるのだと思っています。当然その中の一つの考え方としては、図書館業務についての専門性を持っていることが望ましいという、文部科学省からのお話だろうと思っています。人事を行うに際しましては、先ほど参事から申し上げましたとおり、その図書館の課題が何か、それを受けて今どういった方がその課題を解決するのに最もふさわしいか。もちろん人事というものは全体の中でやりますので、そこに持っていき、例えば震災直後に一挙に図書館長に持っていくということではできませんので、適格者の中から、よりベターと思われる人を選んで配置すると、そういうことでやってございますし、今後とも引き続き図書館の運営について力を発揮していただける方を図書館長として任用していきたいと思っています。

○小泉光男委員 最後の質問になります。百歩譲って、教職員のOB、あるいは仲間が県立図書館の館長にふさわしいということで、今回でいうと大船渡東高校の校長を置くようですけれども、図書館司書の講習を受けさせて資格を取らせたらどうですか、夏休みに二、三カ月で取れるわけですから。それができないかということと、どうしても館長ということにこだわりたいのであれば、名誉館長だとかなんとかというような形で置いて、前からTRCという図書館情報流通センターというプロの会社に任せて、そこの統括責任者が司書の資格を持っているわけですから、その方に館長職を任せて、全国の館長会議とか県内の館長会議にも出て、市町村の図書館業務を指導できるようにすべきであると思うところですが、その所見をお聞きしたいです。

ちなみに、佐賀県の武雄市は、ツタヤという民間の会社を指定管理者にして、平成 25 年 5 月 4 日にオープンするのだそうですけれども、100 万人の来館者を目指すということで、今から準備しているそうです。岩手県は 130 万の県民がいながら、利用者は 50 万人です。前向きな図書館、本当に市民サービスをしていこうという図書館があるのに比べて、余りにも岩手県立図書館を所管する岩手県教育委員会は、トップの人事から見ても、未来に向かう、県民に向かうサービスに軸足を置こうというふうには見えないのです。そういう部分で、最後にもう一度、どなたでも結構です、この話を踏まえて御所見を伺って終わります。

○菅野教育長 図書館は、基本的には利用者あってのもので、利用いただく方からどう評価されるかというのが非常に大事だろうと思っています。いろいろな御意見をいただいています。例えば指定管理者制度は好ましくない、むしろ直営に戻すべきだという御意見も一方でございます。ただ、私どもとして重視してまいりたいのは、今利用していただいている方が、今の図書館をどう評価していただいているかということ非常に大事にしたいと思っております。現在のところは、昔の内丸にあった県立図書館に比べますと、利用者ニーズといいますか、評価は総体的には高まっております。それはやはり、先ほど御紹介いただいた指定管理者の努力もあるだろうと思っております。したがって、私どもとしては、そういった利用者の声を受けとめながら、今後岩手県立図書館としてどういう方策、どういう組織体制をとるのが利用者にとって一番望ましいのかということに不断に考えながら、いろいろ取り組んでまいりたいと思っております。

○熊谷泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

なお、先般人事異動が発表になりました。また新しい平成 25 年度に向けて、教育委員会の皆様のますますの御活躍と御栄転される方々のさらなる御活躍を祈念して、拍手で送りたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

それでは、教育委員会の方々には退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。

議案第 34 号個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○猪久保労働課長 議案(その2)の53ページをお開き願います。議案第34号個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。便宜、お手元に配付しております資料により御説明いたします。

まず、改正の趣旨であります。国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律により、条例に引用しております特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の題名が改正されたこと等に伴い、所

要の改正をしようとするものであります。

次に、条例案の内容でございますが、特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の題名等の改正は、国有林野事業が国営企業でなくなることから法律の対象から除かれることとなるものですが、それに伴い、条例に定めるあっせんの対象外とするもの及び勤務条件に関する事項について対象とするものから国有林野事業関係を除くものであります。また、特定地方独立行政法人である岩手県工業技術センター職員について、条例を適用しようとするものであります。

次に、施行期日でございますが、この条例は平成25年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第42号権利の放棄に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○松川経営支援課総括課長 お手元の議案（その2）71ページをお開きください。議案第42号権利の放棄に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。便宜、お手元に配付している資料により説明させていただきます。

まず、提案の趣旨でございます。中小企業高度化資金は、中小企業者が共同して組合等を設立して工場団地、ショッピングセンターなどを建設する事業に対して、長期・低利または無利子で県が貸与する制度であります。県が直接事業者に貸与しているものであります。今般、この資金を借りて施設設備を整備していた事業者について、東日本大震災津波により施設設備を滅失した事業者があることから、県の権利の一部を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、権利放棄の内容でございます。放棄をしようとする3件につきましては、いずれも無利子での貸し付けでございます。延滞金もなかったことから貸付金の元金を放棄するものであります。

まず、陸前高田市に所在する高田松原商業開発協同組合、リプルショッピングセンター



でございますけれども、施設を整備するために平成13年に貸し付けを行っております。貸付残高5億1,310万9,000円となっているものですが、このうち建物滅失分3億6,978万6,000円を放棄しようとするものです。

次に、一関市に所在する株式会社モディーですが、この企業は自動車関連部品の研究開発を行うために共同出資して設立した研究開発型企業で、平成7年に貸し付けを行っております。このうち、工場施設として整備してきた研究棟が倒壊したもので、貸付残高2億9,426万6,000円のうち、滅失分9,245万円を放棄しようとするものです。

次に、宮古市中央通商店街振興組合ですが、街路灯や歩道のカラー舗装などを行うため、平成5年に貸し付けを行っております。津波によりまして街路灯が倒壊し、車どめが流失するなど被害があったことから、貸付残高965万2,000円のうち、滅失分123万4,000円を放棄しようとするものです。

次に、権利放棄に係る経緯でございます。いずれも自然災害による被災でございます。施設設備の損壊が貸し付けを受けて整備した事業者の責めに帰することができないということで、放棄をしようとするものであります。なお、放棄後の残存する土地、建物がありますので、放棄後の残存額につきましては、貸し付けを受けた事業者と償還猶予を含めた条件の協議を行いながら償還を求めてまいりたいと思っております。

説明は以上であります。よろしく御審議をお願いいたします。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○岩渕誠委員 念のため確認をさせていただきます。貸し付けを受けて、今回放棄するこの3件について、今の状況と今後の見通しについてお示してください。

○松川経営支援課総括課長 まず、高田松原商業開発協同組合です。建物は滅失しておりまして、現在瓦れきの集積場となっております。土地はそのまま残存しているということでございます。それから、株式会社モディーでありますけれども、先ほど申し上げた研究棟については倒壊して、中は使えないという状態になっております。その他の工場等の建物については残っております。操業等も行っております。宮古中央通商店街振興組合ですが、カラー舗装等は残っておりまして、先ほど申し上げた街路灯、車どめ等につきましては滅失したということで、残ったところは宮古市からの支援を受けて直したと聞いております。

○岩渕誠委員 株式会社モディーは、私の地元ですからある程度わかっておりますけれども、高田松原商業開発協同組合、これは45号線の脇にありまして、私もオープンしたときにちょっとお邪魔した記憶がありますが、組合としては今後どういう見通しなのか。それから、中央通商店街振興組合については、現状はどういう形で、組合といいますか、構成員はどのような営業状況になっているのかお示してください。

○松川経営支援課総括課長 まず、高田松原商業開発協同組合でございますけれども、保証人となっている方たちが6名いらっしゃいます。いずれも被災されているということで、返済については厳しい状況と思っておりますが、土地については県が抵当権を設定してお

りまして、仮に売却等があった場合には、その分を償還に充てていただくということになっています。その他、さらに残存価格が出た場合については、債権放棄も含めて改めて検討したいと思っています。

それから、宮古市中央通商店街振興組合の関係につきましては、保証人が15人ということになっています。いずれも何らかの被害は受けておりましたが、それぞれ事業を再開しているということでございまして、事業を行っておりますので、残る貸し付けにつきましては償還を引き続きお願いしたいと思っております。

○**小泉光男委員** 今の岩渕委員とも絡むのですけれども、建物が滅失した分、放棄額はこうだと。放棄後はこうだというのは、土地が残っているのは土地の金額をこのように評価したということですか。確認します。

○**松川経営支援課総括課長** 土地の価格もございまして。基本的には用地、土地ということでございます。

○**小泉光男委員** 建物が津波をかぶっていますから、当然土地も浸水していると思われるのですけれども、県あるいは国でも、原則的に津波をかぶったところには、住居も含めて、商業施設も建てない、建てられないというのが原則ではないかと思うのですけれども、ここは先ほどの例ですと土地を売って、その売買代金を放棄後の残額に充てるという御説明でしたけれども、そうするとこの土地は、建てるあるいは売れるという見方をしているということでございますか。

○**松川経営支援課総括課長** 市町村の土地利用の計画、あるいはどのように活用されていくかというのはこれから出てくるとは思いますけれども、いずれ県として抵当権を設定しているという関係上、仮に売却あるいは何らかの処分がされるといった場合には、それに対して償還をお願いしたいと思っています。いずれ貸し付けの際には土地も含めての貸し付けをしていますので、建物と土地でのいわばセットで貸与しているということがございますので、土地が残っているということであれば、土地についての売却益が出た場合には償還の対象になるということでございます。

○**小泉光男委員** それは、今住宅ローンで、個人がローンを組んだけれども、建物が流されて、抵当権がついているから新たな住宅を建てられないということで泣いている沿岸の人が多いですよ。県では銀行に、そういう案件については、土地についての担保権を外してやりなさいという部分で指導しているのではないですか。そうしたら県も、客観的に見て、土地に抵当権がついているかもしれないけれども、もう使い道ないと、利用もないという部分で、思い切って残る放棄額をまさに放棄して、ゼロにしてやる。そして、この後、いろいろ回収するとか、保証人が6名いるとか何とかということでしたけれども、客観的に見て回収できないと思われる状況において、すっきりと放棄に応じるべきだと私は思うのですが、いかがでございましょうか。部長にお聞きします。

○**橋本商工労働観光部長** 抵当権等を設定している部分について、以前にも本委員会で小泉委員から御質問もあり、抵当権のついているものについては速やかに金融機関等にもそ

れを外した形の中で開発を進めていくという方針にしているものでございますが、本案につきましては、高度化資金のスキームの中で設定しているものでございまして、その趣旨の中で、抵当権を設定している、あるいは放棄する額、建物等の関係からいたしまして、残存していると認められる部分については、引き続きその償還の可能性が残っていると認められる部分でございますので、その部分については、貸し付けを受けた放棄後の残額についての取り扱いというのは、今後具体的に協議しながら、償還を速やかに進められる部分は進めてまいりたいと考えているところでございます。

○小泉光男委員 部長が回収できる見通しだということですから、これから委員会を通じて、この3件については、具体的な月々の返済額はどのような約束になったのか、どのように返済しているのかを確認してまいりたいと思いますので、よろしく願いまして質問を終わります。

○熊谷泉委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第43号権利の放棄に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○松川経営支援課総括課長 議案(その2)の72ページをお開き願います。先ほどのページの次のページでございます。議案第43号権利の放棄に関し議決を求めることについてを御説明申し上げます。便宜、配付している資料により説明させていただきます。

まず、中小企業振興資金ですけれども、中小企業等協同組合の共同施設や中小企業者の経営合理化のための設備の近代化のため、組合や中小企業者に対し県が貸与する制度でしたが、現在は廃止されております。今般の事案は、組合としてこの貸付金を借り入れ、その後組合が解散したことで連帯保証人に対する債権となった一部の債権について放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決をを求めるものです。

権利放棄の内容であります。該当する債権につきましては、中小企業振興資金貸付金元金でございます。大船渡市に在住する●●●●さんに関するもので、債務の引き受け額となっている97万2,000円のうち、債務の残額となっている71万4,000円について、全額を放棄しようとするものであります。

権利放棄に至る経緯でございます。大船渡海産物商業協同組合は、昭和 27 年に組合員による共同仕入れ、販売などを行う組合として設立され、昭和 34 年から 36 年にかけて施設の近代化などのため中小企業振興資金、計 1,200 万円の貸し付けを受けておりました。その後、組合は昭和 56 年に解散し、その時点での債務残高 973 万 6,000 円について、県では連帯保証人及びその相続人 11 名との債務引き受け契約を締結しました。この契約の際、●●●●さんは連帯保証人の相続人として契約をしており、先ほどの 97 万 2,000 円を引き受け、償還をしていただいております。

しかし、平成 22 年 6 月に盛岡地方裁判所一関支部が、同人について、自己破産のため免責を許可したことで債権の回収が不可能となりました。なお、債務を引き受けた 11 名中 9 名は完済しております、●●●●さんを含む 2 名で残額 99 万 8,000 円となっております。●●●●さんの債権を放棄すると、残額 28 万 4,000 円となり、残る 1 名が継続して償還する見込みであり、回収を進めていきたいと思っています。

説明は以上であります。よろしく御審議をお願いいたします。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 91 号岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○松川経営支援課総括課長 お手元の議案（その 6）の 21 ページをお開き願います。議案第 91 号岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。便宜、配付している資料により説明させていただきます。

まず、改正の趣旨であります。株式会社企業再生支援機構法の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものであります。この株式会社企業再生支援機構は、法律に基づき平成 21 年 10 月に設立され、中堅企業、中小企業、病院、学校などの事業者を対象に、金融上の支援が必要な場合、債権買い取りや出資を行ってまいりました。今般、国では企業再生支援機構について新たに地域経済の活性化に資する資金供給を促進するために必要な業務

等を追加し、会社の名称を株式会社地域経済活性化支援機構に変更する法律の改正をしたところ。この法律の一部改正に伴い、県の条例も一部改正するものです。

次に、条例案の内容でございますけれども、条例第3条第2項に権利の放棄等の対象とする事業の再生に関する計画が定められておりますが、このうち、第5号の株式会社企業再生支援機構が支援決定を行った中小企業等に係る事業の再生に関する計画との規定を、株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った中小企業等に係る事業の再生に関する計画に条文を改めるものです。

施行期日であります。法律の改正は平成25年2月26日に成立しており、同法の施行については、平成25年3月31日までの間において政令で定める日とされておりましたが、政令が先ごろ制定されまして、施行期日が平成25年3月18日となりましたので、条例の施行期日については、条例の公布日からとなります。

次に、経過措置であります。求償権放棄の承認申請がなされる場合、旧法の株式会社企業再生支援機構が支援決定を行った計画に基づくものであるときは、改正後の株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った計画とみなすこととするものです。第2項では、旧法の段階での支援決定を行っている計画について、改正後の条例の規定を適用すること。また、第3項では、改正した条例施行後に、既に支援決定を行っている計画について、改正後の規定を適用するとしたものです。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○熊谷泉委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、商工労働観光部関係の請願陳情の審査を行います。請願陳情受理番号第62号平成25年度岩手地方最低賃金改正等についての請願及び請願陳情受理番号第67号2013年度最低賃金引き上げに関する請願、以上2件は関連がありますので一括議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○猪久保労働課長 受理番号第62号の平成25年度岩手地方最低賃金改正等についての請願及び受理番号第67号の2013年度最低賃金引き上げに関する請願に関して御説明いたします。

岩手県における地域別最低賃金は、岩手労働局長が最低賃金法に基づき、生活保護に係る施策との整合性に配慮しながら、地域の実情を踏まえ、地方最低賃金審議会の調査、審議を経て決定しなければならないとされております。現在施行されております本県の地域別最低賃金ですが、時間額で 653 円、全国平均では 749 円、最高額は東京都の 850 円となっており、表示単位は就業形態の多様化や、わかりやすさなどの観点から、平成 20 年 7 月から時間額表示に統一されております。

地域別最低賃金の審議に当たっては、厚生労働大臣が中央最低賃金審議会に対し、地域別最低賃金額改定の目安について諮問し、当該審議会から示される引き上げ額の目安を参考にしながら審議が行われます。その引き上げ額の目安を示す場合には、都道府県の経済実情に応じまして A、B、C、D の 4 ランクに分けられており、東京都、神奈川県等は A ランク、岩手県ほか 16 県は D ランクに位置づけられております。

岩手地方最低賃金審議会については、公益委員、労働者側委員、使用者側委員の各 5 名で構成されており、労使代表の任命に当たっては、労働組合または使用者団体に対し候補者の推薦を求め、推薦があった候補者のうちから任命するものとされております。なお、審議会等を開催するに当たって、公開することにより率直な意見交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれのある場合は、非公開としていくと伺っております。

また、生活保護に係る施策との整合性に関しては、岩手県全体の生活保護費平均との比較により整合性を図っているとのことであります。なお、生活保護費の裁定に当たっては、保護費のうち生活扶助及び住宅扶助により積算しており、最低賃金による換算の際の労働時間数については、法定労働時間である週 40 時間を基礎としているとのことであります。

次に、事業所に対する指導監督についてであります。岩手労働局によりますと、最低賃金の履行確保を図るため、年間を通しての周知や指導のほか、最低賃金額改定後には最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を行っているとのことであります。

次に、最低賃金の引き上げのための中小企業支援策については、平成 22 年 1 月に厚生労働省と経済産業省の副大臣をトップとする中小企業支援等の最低賃金引き上げ対策検討チームが設置され、最低賃金引き上げに当たっての中小企業支援策のあり方等について検討が行われており、厚生労働省と経済産業省が連携して最低賃金引き上げに向けた中小企業の相談窓口の開設や、業務改善助成金の支給による支援を実施しております。

また、県としては、産業振興に向けた取り組みを強化し、中小企業に対する支援を通して、最低賃金の引き上げにも反映されるよう努めていきたいと考えております。

以上で岩手地方最低賃金に関する請願についての説明を終わります。

○熊谷泉委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○岩淵誠委員 受理番号第 67 号のほうで、ちょっと確認をしてみたいです。請願事項 1 の㊦であります。今説明がありましたが、公開性の問題では、やはり個別具体の案件があるかと思えます。

それから、非正規労働者が意見陳述する機会を必ず設けることということですが、

これは私は非正規労働者、正規労働者を問わず、この労働者代表というものが代弁をしていると思いますが、その認識をお伺いしたいと思います。

それから、(2)の偏向任命とか公正な任命というのが出ておりますが、これは労働側委員の任命に当たっては手順を踏んで公正性が担保されていると思いますし、違法性のないものと認識をしておりますが、県の認識をお伺いしたいと思います。

○猪久保労働課長 3点のお尋ねでございましたので、お答えいたします。

まず、審議会の公開性でございますが、原則公開ということでございますけれども、先ほど御説明いたしましたとおり、審議内容が中立性等を求める審議ということで、そのような状況で、実態といたしましては非公開という状況になっていると伺っております。

それから、非正規労働者の意見陳述の関係でございますが、こちらにつきましては使用者委員を通じまして、非正規労働者を含めまして意見陳述する機会が持たれると聞いております。

それから、3点目の任命に関する点でございますけれども、公正な任命が行われているかどうかということにつきましては、組合あるいは使用者団体からの推薦によって任命されているということでありますので公正に任命されていると伺っております。

○工藤勝博委員 今の受理番号 67 号、1の(3)ですけれども、最低賃金の日額、月額を制度設計しろという内容ですけれども、一体どういう状況でなのかお聞きしたいなと思います。

○猪久保労働課長 月額設定の復活、現在は表示が時間額設定ということでございますが、先ほどもちょっと御説明させていただきましたけれども、パートですとか多様化する就労形態ということに伴いまして、その就労形態に合わせた形となっているものでございます。

○熊谷泉委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。1件ずつお諮りいたします。

まず、受理番号第 62 号平成 25 年度岩手地方最低賃金改正等についての請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、よって、本請願は採択と決定いたしました。

次に、請願陳情受理番号第 67 号 2013 年度最低賃金引き上げに関する請願の取り扱いはいかがいたしますか。

〔「一部不採択」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 それでは、今一部不採択の御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

それでは、暫時休憩をいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 それでは、再開いたします。

本請願については項目ごとによって意見が異なりますので、項目ごとに採決を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより本請願の中で、請願項目の1の(1)のイ、1の(1)のエ、1の(2)、1の(3)のア、1の(3)のイを採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○熊谷泉委員長 起立少数であります。よって、請願項目の1の(1)のイ、1の(1)のエ、1の(2)、1の(3)のア、1の(3)のイを不採択と決定いたしました。

次に、本請願の中で、請願項目の1の(1)のア、1の(1)のウ、1の(4)、1の(5)と2を採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○熊谷泉委員長 起立全員であります。よって、請願項目の1の(1)のア、1の(1)のウ、1の(4)、1の(5)と2を採択と決定いたしました。

なお、ただいま採択されました請願につきましては、国に対して意見書の提出を求めるものでありますので、今定例会に委員会発議したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。なお、ただいま採択されました2件の請願は関連がありますので、意見書はまとめたと思います。当職において原案を作成いたしましたので事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○岩淵誠委員 受理番号67番は、意見書の提出を求めていると思うのですが。

○熊谷泉委員長 請願事項1の一番最初に、下記の事項を実現するために政府及び関係機関に意見書を提出することという文言がありますので、そういう取り計らいをいたしたいと思います。

ただいま案を配付いたしました。なお文案中、項目1の(2)、1の(4)、それから2、3、4は先ほど不採択となりましたので、この場で委員長案から削除させていただきます。

○小泉光男委員 委員長、もう一遍復唱してください。

○熊谷泉委員長 では、もう一度。先ほど配付した文案中、項目1の(2)、1の(4)、



それから2、3、4を削除させていただきます。そうすると、いいですか、残ったのは1の(1)、1の(3)、5、6となります。それで、この文言を修正していきますと、1の(3)は(2)となります。それから、5は2及び6は3と修正いたしたいと思います。以上であります、これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、意見書案は修正案のとおりとすることに御異議ありませんか。ただいまの文面でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 それでは、意見書案は修正案のとおりとすることに決定いたしました。なお、文言の整理等については当職に御一任を願います。

以上をもって商工労働観光部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○熊谷泉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から山田町の緊急雇用創出事業に係る補助金の取り扱い等について発言を求められておりますので、これを許します。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 お手元に配付しております資料、山田町の緊急雇用創出事業についてにより御説明させていただきます。

山田町の緊急雇用創出事業のうち、NPO法人が受託し、その事業費を使い切って継続できなくなりました山田町災害復興支援事業について、町から提出された実績報告の概要等について御説明いたします。

平成25年3月13日、山田町から宮古地域振興センターに実績報告が提出され、これまで実地調査及び書類審査を行い、現在内容の精査を継続中であります。山田町からは、資料2に記載のとおり、事業計画書記載の額7億9,100万円余に対し、実績額3億6,300万円余の報告でありました。県におきましては、現在、事業の目的に合致し、かつ支払証憑で確認できるものを補助金交付対象として認めることとし、報告された内容を精査中であり、その結果につきましては、国とも協議の上実績額として確定したいと考えております。

今後この確定した額を町に通知し、今年度補助金交付契約の対象としている他の事業も含む補助金全体額が確定したのち、平成24年度の補助金の精算を行うものであります。また、この平成24年度分の作業完了後、引き続き平成23年度分につきましても実績報告の再確認を行ってまいりたいと考えております。以上で説明を終わります。

○熊谷泉委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かありませんか。

○岩淵誠委員 それではまず、ただいま報告のありました山田町のNPO法人の関係で、若干確認をさせていただきたいと思います。

予算特別委員会でもいろいろ報告があったわけでありまして、事業計画に対して、

実績報告額が出されたということですが、実際の資金の流れとして、この計画書に記載の額は、これは町として留保している分もあるのかどうかというのが1点。

それから、ここに来てNPO法人の負債整理が始まったのではないかという報道がありましたし、事実、信用調査機関ではそのような対応をしているとお聞きいたしました。そのことが事実なのかどうか。

そして、3点目に、同じく山田町は、今後の調査について、専属の部署の廃止が決まったと、組織改革によって決まったとお聞きしております。今後の調査は山田町において十分に可能なのかどうか、この3点をまずお聞きしたいと思います。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず第1点目、町の留保でございますけれども、既に全額を支払い済みでありまして、留保はございません。

第2点目の負債整理についてですが、NPO法人が委任しております弁護士名で、関係者に対して債権額の届け出を求める文書は郵送されております。そういう意味で、負債整理の手続き、その準備の段階がスタートしているものと捉えております。

三つ目の専属の部署でございますけれども、これまで現地、B&G海洋センターにその職員を配置して、会計事務等の監督をさせていたと聞いておりますけれども、組織については廃止するけれども、引き続き平成23年度分の整理を含めてNPO法人の問題については継続して対応していくと聞いております。

○岩渕誠委員 わかりました。いずれ町としての留保分がないということで、NPO法人側に全額が既に支払われていると。しかしながら、実績報告はそこに至っていないということですから、その差額の返還ということが当然今後出てくるわけでありまして、どうも今の状況はまさに森のトレーと同じような状況になっているのだらうと思います。

そこで、お伺いをいたしますけれども、一義的には山田町とNPO法人の関係とは思いますが、早急に山田町からNPO法人に対しての何らかの返還の部分がなければ、負債整理に入って解散という手続きをとられると、法的に追及していくのがなかなか難しい状況になるかと思うのですが、この点についての考え方をお示し願いたいと思います。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 直接委託契約に係る返還についての請求につきましては、まだ町から確認をしておりません。現時点では、既に確定済みの公共料金でありますとか、行政財産使用料についての請求額があると聞いておりますけれども、委託契約に係る返還金については、今後請求していくものと考えております。

○岩渕誠委員 それで、急がなければ、解散をした場合に、法的には責任の追及が難しいのではないのか。そもそもNPO法と一般の会社法と違いますから、そういった場合に、代表者個人とか、追及が非常に厳しくなるのではないかと考えているのですが、いかがですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 その点については、委員御指摘のとおりだと考えております。そういう意味でも、県の実績額の確定を急いでまいりたいと考えております。

○岩渕誠委員 そこでなのですが、やはりこういう逃げ得というような状況を許してはい

けないと思います。こういう事態で非常に緊急を要すると思いますが、県として、あるいは山田町として、この代表者に対しての直接の聴取等を考えるべきではないかと思うのですが、いかがですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず、県についてでございますけれども、御承知のとおり、県とこのNPO法人、直接の契約関係ないものですから、県において直接代表者から聴取を行うということは現在予定しておりません。また、山田町においてでございますけれども、山田町においては、そういった意向はあるものと考えておりますが、いろいろ資料の提出等を求めている、報道されているとおり、法人側からは誠意のある対応がされていないという状況であり、また町からの請求に対しては全て弁護士を通してほしいという、いずれ本人が直接対応しようという姿勢は見られない状況でございます。

○岩淵誠委員 それでは、お聞きをいたしますけれども、確かに山田町とNPO法人との関係が直接の契約関係ですから、それはそのとおりなのですが、そこで一部報道が、弁護士と実際に負債整理に向かっているという部分について、山田町はどのような対応をしているのか県としては情報を得ているのでしょうか。きちんとコンタクトはとっているのでしょうか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 山田町の対応状況について、私のところで詳細は把握してございません。

○岩淵誠委員 当初最悪の事態にならないようにと思ってきたわけでありましてけれども、どうも事態はそっちのほうに動いているわけでありまして。年度末を言っている状況ではないものですから、これは県として山田町に常駐させるぐらいの部分でしっかりとサポートしながら、一体的に対応する必要があると思います。

それと、最悪の場合は、補助金返還は山田町が当然、県との契約がありますから、町民の税金を使って返すということも想定されるということですね。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 結果として、そういう状況が想定されます。

○岩淵誠委員 であればなおさらのこと、これは部長にお伺いしますけれども、県としても早急に弁護士との関係、山田町と一体になって、きちんとフォローするといいますか、補助参加的にやる必要があると思うのですが、部長いかがですか。

○橋本商工労働観光部長 山田町とは、これまでも補助事業の関係の中で適切な執行を確保するという部分で、いろいろと話し合いの場、あるいは調査にも協力をするという形で臨んでおられるわけですが、いかんせん、第一義的に説明責任を有しているNPO法人大雪りばあねっと。が誠意ある態度を見せておらない、こういう状況については非常に遺憾であると思っております。県といたしましては早急に、この委託事業が中断せざるを得なくなったという事態を重大に受けとめまして、まずは説明責任を山田町を通じてしっかりと求めたいと思っておりますし、NPO法人自体はそれに対して誠意ある態度で説明責任を果たしていただきたい。そのためにも、まず平成24年度実施し中断を余儀なくされたこの事業について、しっかりと全容を解明し、どの部分が補助事業として対象になるのか、

どの部分が認められない事業費なのかを早急に確定させる中で、県としても山田町に協力しながら解明に努めてまいりたいと考えております。

○岩淵誠委員 最後にはしますけれども、私この問題で心配をしていることの一つは、NPO法のあり方、そしてNPO法人の存在そのものというのが、これからの新しい公共を担うという観点から大変重要な役割を果たすと思っているのですが、一つの団体がこういうような形で、いわばNPO法の精神といいますか、会社法でもないし、公共セクターでもないしという中で比較的容易に設立され、そしていわゆる責任についても、これはたしか有限責任だと思いますが、代表者の責任もそんなに厳しく問われない形になっていますけれども、それが今回の事案で、やっぱりそれは法制度が悪いのだという話になってしまうと、いかんだろうと思います。個別の問題に対しては個別にきちんと対応していただいて、その上で法制度という話になると思うのですが、NPO法の善意の部分、盲点といいますか、そういったところにつけ込んだような感じがしております。そういったところまで問題を広げるということではなくて、第一義的に今回の当該NPO法人の部分において、そういう問題ではないよということをしかりとやっていただきたいと思うのでありますが、いかがですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 委員御指摘のとおり、NPO法人の活動は、今回の震災を通じてでも、また現在のさまざまな公共の活動の中でも、非常に重要な存在となってきております。ただいま御指摘いただいたような趣旨で、NPO法人はNPO法人本来の形として、ますます活動していただけるような形で、この問題には当たっていきたいと思います。

○岩淵誠委員 NPO法人の問題については、ほかの委員も恐らく質疑をされることと思いますので、あとは譲りたいと思いますが、この際ということでもありますので、グループ補助金の関係についてお尋ねしたいと思います。

○斉藤信委員 山田町のNPO法人問題に集中してやって、その後また。この際、この際さ。

○熊谷泉委員長 いや、この際で続けてお願いします。

○斉藤信委員 全部やるの、ごちゃごちゃと。

○熊谷泉委員長 あと斉藤委員しかおりませんので。

○岩淵誠委員 それでは、お伺いいたします。

5次の後半と6次について出てきたわけでありまして。その中で、見ますと大分内陸部の企業も入っているように見ております。これまでのグループ補助金の中で、まず内陸部の企業に対してどの程度の交付になっているのか。

それから、新年度からは、内陸に対してはグループ補助金の交付対象外という方針が示されておりますけれども、実際に今でもグループ補助金をお願いしたいという中でも、なかなか事情があつて組めなかった、あるいは認定がおりなかったというケースがあると思うのですが、県としてそういう実態をどのように把握しているのか。また、新しい基準に

ついてどのように考えているのかお示しいただきたいと思います。

○**松川経営支援課総括課長** これまで6次の公募をいたしまして採択してまいりまして、内陸部の企業数については、後でお知らせしたいと思います。

これまで行っておりまして、内陸部の企業も含めまして採択してきたところでございます。なお、平成25年3月11日の震災以降、遡及部分を認めるということで、ある程度企業については6次までの採択で1,159者でございますので、かなりの企業が補助金を利用することになっていると理解しております。

また、5次、それから6次の公募に当たりましては、特に6次に当たっては今回が内陸部の対象が最後であるということ。新年度からは浸水区域が対象になるということをお知らせし、市町村、商工団体を集めまして説明会も開催し、さらには現地での説明会を行ったということで、情報としてはかなり浸透していたのではないかなと思います。商工団体を通じて、公募も申請しなかったという事業者の方がおられた話はお聞きしております。

内陸部については、土地の問題とか用地の確保ということが多分ないと思いますので、そういった状況でもなおかつ申請できなかった理由が、どうしてもやむを得なかったのであれば、国に対して、こういった事情でどうしても申請ができなかったということを伝え、必要であれば事業の継続ということも要望したいと思いますが、現時点でお聞きしている限りでは、土地の問題ではなかったと承知しているところでございます。それ以外にも事業者の方たちはいるかと思っておりますので、そのあたりはよく状況を把握していきたいと思えます。

○**岩渕誠委員** いずれ内陸部の人たちはこれまでは、沿岸部の皆さん、どうぞ先に、自分のところは後回しでもいいですからやってくださいと我慢してきた部分もある。しかしながら、実際にやってみると、なかなかグループ化が進まないとか、さまざまな事情があるのですけれども、やはり岩手県全体が被災地であります。グループ補助金が岩手県全体として適用になるような形にしないと、それにかわる内陸部の企業支援の形というのが、これはやっぱり同じように、沿岸部にだけ通用するものがあって内陸部はだめだというのが結構あるわけでありまして。税の公平性の観点からも、その辺はもう一度実態を把握して、必要なものは必要だと国に対して要求をすべきだと思うのであります。そうしたいと思うというのはありましたけれども、思うのであればぜひスケジュール感を示してやっていただきたいのであります。部長いかがですか。

○**橋本商工労働観光部長** グループ補助金につきましては、大震災津波よっての被害を受けた事業者の再開に向けた施策としては大変有効な事業と認識しております。これまでも継続して要望してまいりました。来年度以降についても、継続するという部分までは、国でもそういう考え方を示していただいたところでございます。委員御指摘の部分につきましては、事業再開ができるだけ被災地の実態に即した形で、内陸部も含めて被災地全体が進んでいく形が最も望ましいと考えておりますので、機会を捉えて、これまで内陸部で申請できなかった事情等について丁寧にお聞きしながら、それがもつともな理由ということ

であれば、国に対して実情を訴えながら、対象に加えていくことについて真剣に検討してまいりたいと考えております。

○岩渕誠委員 グループ補助金の問題をめぐっては、この場でも指摘をしてまいりましたけれども、いわゆる繰り越しの問題、それから事業期間のお尻との整合性の問題。さらに、これは委員によっては異論があるところでもありますけれども、中小企業法による企業区分で、大企業という捉え方をされて、グループ補助金の対象になりませんよという取り扱いの実態を見ると、それは資本の部分で、いわゆる東京の大手の資本が入っているけれども、実態は被災をした地域の、まさに社屋も流されたような地域で活動している、例えばインフラ整備をしているところだとか、地域の光熱水関係をやっているところとか、まだまだあるのですよ。ところが、それが大企業要件みたいなことをはめられて、実態と違う形でしゃくし定規に決められたことによってグループ補助金から外されるというケースも沿岸部ではあると聞いておりますし、相談も受けております。やはり、実態に即した対応を求めていただくよう指摘をして終わります。

○斉藤信委員 まず、山田町のNPO法人問題についてお聞きします。私は予算の関連質問でもお聞きしましたが、山田町からの実績報告書は、額で出ているわけですね。7億9,141万円の事業計画に対して3億6,311万円余の実績があると、こういう報告でしたね。これに対して、宮古地域振興センターが実地調査をした、書類審査をしたと。平成25年3月18日からは、報告書の内容を精査していると。新聞報道では1,000万円以上がさらに実態のないものだと報道されていますが、まず県の実地調査、書類審査で明らかになった問題は何かですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 山田町から実績報告をいただいておりますけれども、その中に、なお県としての判断基準に照らせば、実績額と認めがたいものが含まれているということがございます。したがって、それらを全体、全て1件1件洗い直しが必要と考えているところです。

○斉藤信委員 できるだけ多く語りたくないという、そういう姿勢だね。これだけの大問題、もう既に県の実地調査、書類審査は終わっているのですよ。今国との協議の最中ということでしょう。明らかになったことを議会にもっと明らかにすべきですよ。4億2,820万円というのが山田町の報告で実態がなかったと。これ実態がなかった中身は何ですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 山田町からの実績に含まれていなかったものということで御説明いたしますが、山田町からの実績報告の中に含まれていなかった主なものは、支払証憑がなかった経費、法人から提出された支出内容、経理の記録には載っているけれども、支払証憑がなかったもの。あとは、リース会社との契約にかかるリース費として支払ったもの。あとは過年度の経費に資金を充てたと法人側が説明している経費等でございます。

○斉藤信委員 私は4億2,820万円の中身を聞いたのです。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 山田町が実績報告に入れなかった金額の内訳について、

個々に積み上げはしておりません。

○**斉藤信委員** 今県の調査で明らかになった3点を言いました。支払証憑がなかったもの、リース会社のリースにかかわるもの、そして過年度の経費に充てたものということですね。これがおよそ1,000万円以上なのですか、2,000万円以上なのですか、今の段階で。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 申しわけありませんが、個々の金額については現在把握しておりません。

○**斉藤信委員** では、もう少し立ち入って聞きましょう。7億9,100万円余の事業計画の中で、リース費用は幾ら盛り込まれて、実態のある額は幾らだったのですか。リースについてお聞きします。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 計画書掲載の額は1億9,099万8,983円、実績報告の額は3,257万9,200円です。

○**斉藤信委員** 3,257万円余のリースは、オール・ブリッジ以外ということで受けとめていいのか、どうですか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 3,257万円の中にオール・ブリッジに対する支払経費は含まれていないということです。

○**斉藤信委員** そうすると、オール・ブリッジにかかわったリース料は、これは実績としては認められないということになりますね。私、このリース問題というのは、NPO法人問題で核心中の核心だと思うのですよ。それは、いわゆる御蔵の湯、無料入浴施設ですよ。リースは認められない、この事業は認められないということになりませんか。そこで44人が働いていたということになると、この雇用はどうなるのですか。どのように見られているのですか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 先ほどオール・ブリッジに対する支払いが含まれていないという御説明をいたしましたけれども、手元に詳細な資料がございませんが、私の記憶では今年度、平成24年度の支出額のうち、オール・ブリッジに対する支出額は、以前にも報道されておりました1億800万円と記憶しております。これにつきましてはオール・ブリッジとのリース契約を認めないゆえに除外したのではなくて、この1億800万円余の内訳が過年度の人件費等であるとか、平成23年度経費のさまざまな支払いに実質充てられていたとか、その支払いはNPO法人からリース会社に支出はしたものの、根拠がなかったということをもって、オール・ブリッジにかかる支払いについて、これを実績として認めていないものと理解しております。

○**斉藤信委員** 県の審査における考え方で、先ほど説明があったように、補助金交付対象は事業の目的に合致し、かつ支払証憑で支出内容を確認できるもの、いわば事業の目的に合致しているかどうか。御蔵の湯が、あのNPO法人が勝手に発注してつくったものだというのははっきりしているではないですか。オール・ブリッジは全く架空の団体だったと。だったら、この御蔵の湯の事業というのは目的に合致した事業になるのか。ここをはっきりお聞きしたい。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 御蔵の湯につきましてですけれども、これまでの支出の中では平成 23 年度経費に係る部分でございますが、その整備につきまして、仮設浴場を整備する、それに係る経費をこの補助事業で見るとということ自体は承知していたものでありまして、今年度に入って内容についてさまざま、これまで知らされていなかった事実が明らかになってきたものということでございます。したがって、御蔵の湯という事業自体は、従来から、仮設浴場を設置して、事業計画書の中では被災者生活支援事業に関するものとして認めてきたものでありまして、それ自体を否定するものではないと考えております。

○斉藤信委員 そこは難しいところなのです。平成 23 年度ならともかく、今はあの御蔵の湯はNPO法人が発注した工事だった、建物だった、オール・ブリッジは全く実態がなかった、ここは明らかになっているのです。リースの実態がないのです。平成 23 年度のリース料だつてごまかしですよ。私は、もっと厳密にこの問題をやらないと、県が深くかかわっているから私は責任回避のような気がしてならないのですけれども。だから、その点どうなのですか、今の時点ですよ。NPO法人があれを発注したと、リース会社のリースの実態がなかったと。これが事業として成り立つのか、だったら。成り立つのですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 平成 23 年度事業の分について、先ほど御説明しましたが、今後平成 24 年度事業に引き続き再確認をしていくと説明したところでございますけれども、その際におきましては、御蔵の湯に係る事業、人件費分は平成 24 年度もありますけれども、事業として認め得るものかどうかということは、委員御指摘のような考え方も一つの考え方として、事業として認めるか認められないものか、県としての考え方の整理、国との協議により決めてまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 山田町の報告で4億2,820万円、これは実態がなかったと、こういう衝撃的な報告でありました。県の調査でさらにそれが上乗せになると。既に山田町は7億9,000万円余、全額支払っているという異常な話なのですが、全額支払って4億2,800万円余がまともに使われていなかったと。これは公金横領、詐欺罪に当たるのではないですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 罪名の適用については、私の知識では判断しかねますので、申しわけございません。

○斉藤信委員 そのために弁護士を雇ったのではないですか。そういう連携ぐらいやっておきなさいよ。これだけ長期間にわたってこの問題が問題になっているときに、何か聞かれたこと、追求されたことにきゅうきゅうしている感じ。みずから問題を解明するという姿勢が残念ながらない。みずから積極的に解明して解決することにならなかつたら、県民に申し分立ちませんよ。

それで、そのリース会社が全く実態がなかったと。だったら、水上バイクとかいろんなものをリースで借りたと言われているけれども、あれは実態、買ったのではないですか、NPO法人が。だから、事業がとまった段階でもかなり残ったのではないですか。ところが、



これは正月を境にしてなくなったというのです。いわばNPO法人がさまざまな活動で使ったこういう物品、リースの実態なかったと思いますが、どういうふうにそれを調べていますか。現地調査もやっているのだから、そういう状況を見てください。オークションにも出されているわけだから、実際。今何があって、何がなくなったのか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず一つは、今何があって、何がなくなったかということでございますけれども、購入された物品の全体像というのは残念ながら、現在県のほうではあくまでも実績として報告された範囲内で調査中でございます。そこでとどまるものではございませんが、最終的には先ほど部長からも申し上げましたとおり、全体像の把握というのは必要と考えておりますけれども、現時点では実績報告がなされた範囲内での調査にとどまっております。

○斉藤信委員 オール・ブリッジというのは、全く実態のないトンネル会社で、NPO法人役員たった一人だけの、ごまかすためのリース会社だったと。だから、このリース会社が何か物品を確保してやったということではないのだと思うのです。恐らくNPO法人が全部直接、水上バイクだとか、ヘリコプターの費用だとか、全部やったのではないですか。それが正月を境になくなってきているというのだから、実態のないものを早く把握して保全しなければだめですよ。オークションに出されたら騒がれて、あれはちゃんと保全しているのですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 オークションに出品された水上バイク、その現物自体については、その後出品が取り消され、その当時は現物があると聞いておりましたが、現時点での状況についてまで直近では確認しておりません。また、その後の財産の保全についてでございますけれども、これにつきましては県からも山田町のほうに再三意見を申し上げているところでございます。

○斉藤信委員 山田町のNPO法人問題、これは町が第三者委員会で、当時の行政の責任を含めて、これはそれなりの報告が出されると思うけれども、残念ながらNPO法人大雪りばあねっと。が全く協力をしない、協力しないどころか必要な証拠書類を出せない。恐らくそれだけずさんだったということでしょう。これは行政の責任が問われると思います。実態のない、実績のない、それも岩手県内でもないNPOに、平成23年度は4億3,000万円、今年度は7億9,000万円もの雇用事業を委託したというのは重大な誤りだったし、それを山田町の言うとおりに認めてきた県の責任。特に平成23年度からこの問題が起きています。平成23年度、5回にわたって事業計画が変更されて、1,500万円から4億3,000万円に拡大されたのです。そこに御蔵の湯もあった。そして、使い切って足りない分の補填まで2回にわたってやられたのです、平成23年度は。しかし、そういう実態にもかかわらず、県の完了検査はすり抜けて、今年度は7億9,000万円という途方もない事業をこんなでたらめなNPO法人に委託したと。山田町の責任が一番重大だけれども、この補助事業は県を通じてやるのだから、県が全くチェックできなかった。この県のチェック体制、県の責任、極めて重大だと思うけれども、部長、どうですか。

○橋本商工労働観光部長 本事案に係る責任のお尋ねでございますけれども、まずは委託事業契約を結んでいる山田町とNPO法人との関係をきちんと、委託事業としてどうだったのかということ、全体像を明確にさせていただくということがまず最初に解明すべき事項と考えております。それからまた、実績報告等を通じて山田町から県に事業にかかわる報告がなされるわけですけれども、それらを通じる中で県として適切に判断をしていきたいと思っておりますけれども、残念ながら現時点において、把握できる部分が断片的な情報にとどまっているということでございますので、その部分をしっかりと山田町において把握していただき、再三申し上げているとおり、NPO法人は誠意ある説明責任を果たした上で、全体像を明らかにすることによって、どこに問題があり、どう対応すべきだったのか。あるいは今後再発防止していくためにどのような手だてが必要になるのか、そういうようなものを総合的に判断してまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 今年度でいうと7億9,000万円のうち、恐らく4億3,000万円を超える税金が、公金が不正に利用されたと、これは公金横領と言ってもいいと思うのです。行政がこれ以上の調査ができないというのだったら、やはり司直の手に委ねると。早くやらないと、ますます必要な保全すべきものも保全できなくなってしまう。真相究明も遅れてしまう。そういうことも含めて、山田町とよく協議してやっていただきたいし、この問題は平成23年度までさかのぼりますから、そういう意味では根が深いですよ。だから、チェック体制の責任というのは県にあるのだと改めて指摘しておきたいと思います。

それで、この際の時間がないので次に行きますが、グループ補助金は議会のさなかで第6次、第5次後半採択になりました。改めて、合わせてこれまで何グループ、何者、どのぐらいのグループ補助金の適用になったのか。来年度は60億円と20億円の予算が計上されていますが、グループ補助金、どういう活用ができるのか示していただきたい。

あわせてもう一つ、仮設店舗の最新の整備状況、グループ補助を受けた企業も、仮設店舗で頑張っている企業も、売り上げ減少。復興特需が本当に山を越えた感じなのです、今。そういう中で、グループ補助金を受けて本格的に再建を進めるためにどういう手だてが必要なのか。仮設店舗で今頑張っている方々の実態、課題、それに来年度どういうふうに取り組もうとしているのか、あわせて示していただきたい。

○松川経営支援課総括課長 まず、グループ補助金の採択の状況でございますけれども、6次までの採択の結果でございますが、95グループ、企業数といたしましては1,159者、補助金の決定金額といたしましては752億円でございます。

それから、仮設の店舗の状況でございますが、平成25年1月末現在で、エントリー数が345者でございます。事業開始箇所数が344者、着工済み339者、完成したものが327者となっております。

それから、来年度のグループ補助金でございますけれども、まず浸水区域が対象ということでございますし、それから遡及がないということで、土地利用の関係でなかなか用地が確保できないという場合は、浸水区域だろうという考え方だと思います。それから、現

時点で建てられないという状況であろうということで、遡及をしなくても対応できるのではないかという考えで設定したのではないかと考えております。

それから、仮設店舗への対応でございますけれども、委員御指摘のとおり、岩手県産業復興相談センターで仮設店舗を回って調査した状況でも、やはり来客数が減っている、あるいは売上げが減少しているということが指摘されております。そういうこともございまして、仮設店舗に対して、平成 25 年度は共用資産、例えばある程度集合でつくられた仮設店舗について、小屋が必要だとか、ベンチが必要だとか、看板が必要だとか、トイレの便座を寒冷地仕様にするとか、共用資産の支援を新たな補助メニューとして、県と市町村で創設したいと思っております。

それから、グループ補助金につきましても、確かに実際に事業者が行っていく上で設備ができました、売上げの確保、あるいは人員の確保といったことが課題に上げられております。売上げのアップ、確保につきましては、各支援機関と連携しながら、販路の拡大をしていかなければならないと思っておりますし、人員確保につきましては、これはハローワークなども通じまして、それぞれの職場に必要な人員が確保できるように支援してまいりたいと思っております。ということで、それぞれの事業者が立ち上がっていくように支援をしていきたいと思っております。

それから、グループ補助金の新たなメニューといたしまして、被災商業地域の支援の事業を立ち上げました。先ほど委員のお話のとおり、グループ補助金のメニューになりましたので、グループ補助金 60 億円、それから商業地域については 19 億 5,000 万円ということで、合わせて約 80 億円となります。これにつきましては、商業あるいはサービス業の店舗の方たちが共同店舗を建設するとか、あるいは街区の整備をする場合にも支援するというので、補助率は 4 分の 3 ということになりまして、グループ補助金と同様の取り扱いということでございます。

○齊藤信委員 グループ補助金で平成 23 年度採択になって、2 年たっても用地、まちづくりの関係で事業に着手できないと。これは 50 事業所あるという話でしたね。その中で、テレビでも紹介された山田町の飲食店の方、私もよく知っているのですけれども、駅前に再開したいと。しかし、駅前のまちづくりは 2 年後、3 年後なのです。いわば、今回事故繰り越しで来年度にめどがつくかということ、全然つかない。あと 2 年、3 年かかると。津波災害というのは阪神の大災害とは違って、同じ場所で簡単に再開できない、かさ上げしたり、高台移転したり。そういう意味でいくと、この 50 事業者の人たちが、では 1 年事故繰り越しすればめど立つということでは簡単にはないのではないか。恐らく今年度繰り越しする事業者の方も、そういう方が少なくないのではないかと思います。そういう意味では、事業者が求めているのは、再建までこのグループ補助が継続されるということをお求めているのです。再建するまで、途中で切って、またやり直しということではなく、そういうふう改善すべきではないかと。

もう一つは、第 6 次までやりましたけれども、グループ構成が面倒なのです。特に小

規模事業者ほどグループ構成に手間暇がかかるのです。だから、今まで参加したくてもできなかった人が多数あるのです、特に小規模事業者は。このグループというのがみそで、今までないものができたということは画期的なのだけれども、では全ての事業者が気軽に使えるかという、そうではない。ここの改善をしないとだめだと思います。希望する事業者がもっと気軽に使えるような制度にどう改善していくか。仮設店舗の場合も、本設の展望が見えないというのが一番の悩みです。これは土地の問題もあるし、売り上げ減少です。仮設を維持するので、もう力が絶えてしまうという状況があります。そういう意味でいけば、来年度が勝負。グループ補助をもらった事業も、仮設店舗で頑張っている人たちも、本格的な再建、本設に向けて希望が見える支援が必要ではないのかと思いますが、これについて具体的な対応策を示していただきたい。

○松川経営支援課総括課長 まず、事業の継続ということでございますけれども、これにつきましては、来年度になります、国に対して要望はしてまいりたいと思っております。

それから、小規模事業者につきましては、先ほどの商業地域の復興事業というものができましたので、そういった小規模の小売、サービス業の方たちも対応できるような事業となるのではないかと考えております。

それから、グループの構成の困難さというお話もございましたけれども、いずれ支援機関なり、県も御相談に対応しながら、丁寧に対応していきたいと思っております。いずれ仮設の方たちも本設に移行できるようにということは、当然我々も同じ思いでございますので、重層的な支援事業ということも今年度、来年度と続けてまいりますので、支援機関と協力して対応してまいりたいと思っております。

○斉藤信委員 例えば水産加工会社は、私は優先的にグループ補助が適用されたということは大変よかったと。そういう意味で、水産加工は7割以上再建をしていると。しかし、売り上げ減少が一番厳しいのが水産加工なのです。半年、1年途切れている。スーパーなり得意先を回復できない。せっかく再建しているのだけれども、売り上げ減少が一番厳しい。得意先の回復、ここへの支援をぜひ考えていただきたい。

あとは、人の確保なのですね、水産加工の場合は。私は、低賃金構造というのが一つあるのではないかと考えるけれども、事業復興型、これが十分に進んでいない。最新の状況も含めて明らかにしてほしいけれども、1万5,000人の目標に対して今5,329人ですか。最新もう少し伸びているかもしれませんが、求めているところに活用されていないのはいいか。例えばさっきグループ補助は1,159者が対象になったと。これ以上、事業復興型は活用しているのでしょうか。グループ補助を受けたところは、みんな対象となっているのですよ。では、みんなが事業復興型を活用できるようになっているのか、なっていないとしたら何なのか。そこも本当に行き渡るように知恵を出して、現状、課題を示してやっていただきたい。

あと、最後の最後ですが、今自動車産業が大変好況だと。アクアで昔の関東自動車岩手工場がフル生産と。こういうときこそ正社員を大幅にふやしてほしい。800人以上いる期

間工を正社員に登用する最大のチャンスだと思います。今やらなかったらできませんよ。その現状、それについての県の対応はどうなっているのか示していただきたい。

○宇部産業経済交流課総括課長 まず、水産加工業の関係でございますけれども、平成 25 年 1 月に被災した水産加工事業者にアンケート調査をしております。回答は 85 者ありましたが、生産能力が被災前の 5 割以上に回復した事業者が 62 者、72.9%でありました。出荷額は 64.3%で、生産能力が上がった分に比べますと出荷額の回復に少しおくれが見られております。ですから、販路開拓、魅力ある商品づくりをきちんとやっていくことが販路拡大についての最大の課題と考えています。したがって、県では、今言った課題を現場の企業の方々とともに解決していくために、昨年 9 月でありましたが、被災地の企業経営者 4 名の方を食産業復興推進コーディネーターに出向させていただきまして、彼らと一緒に食産業復興に向けた助言、指導をやっている最中でございます。また、昨年の 10 月ですが、県と地域法人岩手県産、岩手県工業技術センターの 3 者で、三陸復興商品力の向上プロジェクトチームというものをつくっております。そこで水産加工品の商品開発の指導等を行ったり、あるいは今後首都圏でのフェア等々、商談会とか、そういうもので具体的な販路開拓等々、総合的に支援をしたいと考えてございます。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 事業復興型雇用創出助成金についてでございますが、私の手元には平成 25 年 2 月末の数字しかございません。今年度 5,954 人分の助成対象者、平成 23 年度からの累計で 6,098 人、事業所数では 1,373 事業所となっております。グループ補助金の採択事業所のうち、利用状況につきましては、残念ながら把握しておりません。それぞれ雇用の回復、あるいは雇用維持の方向等、個々の事情があるものと考えております。

○飛鳥川企業立地推進課総括課長 トヨタ自動車東日本岩手工場の従業員の関係でございます。平成 25 年 2 月時点でございますが、全部で 2,862 名。そのうち正社員が 1,728 人、割合として 60.4%でございます。期間社員は 845 名、29.5%、派遣社員は 289 名、10.1%となっております。これらを本年度の 4 月と比較いたしますと、正社員が 58 人増、期間社員は逆に 53 人減、派遣社員は 88 人の増となっております。この派遣社員につきましては、現在アクアが好調ということもございまして、必要人数の確保上やむを得ないので採用していると伺っているところでございます。

今後の対応ということでございます。トヨタ自動車の子会社ということで、トヨタ自動車全体での職員の採用計画、期間社員から正社員への移行ということが考えられてくるものと思っております。いずれトヨタ自動車全体としても、長引く円高による不況、北米での売り上げ減といろんな要因がございまして、まさに今体制を立て直している最中と伺っておりますので、これまでに引き続き、知事、副知事、トップを含めまして、機会あるたびに正社員への採用をお願いしているところでございます。

○斉藤信委員 最後。

○熊谷泉委員長 最後、まとめてお願いします。

○齊藤信委員 では、最後に。事業復興型については、累積 6,098 人ということでした。よく見て、例えばグループ補助を受けている企業だけで 1,159 者になるわけだから、6 次まで含めると。そのほか自治体の補助を受けている事業所も全部対象と。仮設店舗も対象になると思うのですよ。そういうところがもし事業復興型の対象にならないとしたら何が課題なのか、問題をはっきり把握してやっていただきたいし、水産加工業は、売り上げが 5 割だと成り立たないのですよね。せめて 7 割以上ぐらいでないとう経営を維持できないということだと思うので。しかし、7 割方が再建して頑張っていると。だから、来年が本当に勝負どころだと思います、産業の再生、なりわいの再生というのは。皆さんは大変頑張っていると思いますよ。しかし、2 年たって、持ちこたえて、本格的な再建に向かう大変大事な来年度になるということで、知恵を出して頑張ってください。

最後、トヨタ自動車東日本。今がチャンスだから、景気がいいとき、フル生産のときに、まだ 840 人も期間工がいる、派遣が 200 人以上もいるというのは、異常なことだと思いますよ。期間工というのは、4 年も 5 年も働いた熟練工なのです。そういう意味でいくと、ぜひ知事を先頭に、前も知事に要請もしてもらったけれども、知事、部長を先頭に、トヨタ自動車東日本はトップ企業ですから、やっぱり雇用条件でも岩手県を代表する企業にふさわしい役割を果たしていただきたい。これを要請して終わります。

○松川経営支援課総括課長 先ほど岩渕委員から、内陸部のグループ補助金を利用している事業者数についてお尋ねがありましたのでお答えいたします。全体で 115 者です。内訳といたしましては、一関市が 54 者、それから奥州市が 19 者、大半は内陸の県南部で地震の被害があった企業かなと思います。

○熊谷泉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。

なお、当委員会は、今年度これで終わりになりますが、先般人事異動が発令されました。それぞれ御栄転される方々のこれからの御活躍を御期待し、また新年度、商工労働観光部の皆様方にも御活躍いただくことを御祈念申し上げまして、拍手で送りたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

商工労働観光部の皆さんは退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回の委員会運営及び委員会調査について御相談がありますので、少々お待ちいただきます。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回 4 月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、自動車産業振興施策についてといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議ないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細につい

ては当職に御一任を願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査についてありますが、お手元に配付しております委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、5月の調査の詳細については当職に御一任を願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○熊谷泉委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任を願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。どうも御苦労さまでした。